

朝 監 第 25 号
令和 2 年 11 月 19 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市監査委員 山 下 廣 司
同 太 田 茂

令和 2 年度公の施設の指定管理者監査等結果報告の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施したので、その結果に関する報告を提出する。

令和2年度

公の施設の指定管理者監査等結果報告書

生野まちづくり工房井筒屋

朝来市監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	指定管理の概要	2
第 3	監査の結果	5

令和2年度公の施設の指定管理者監査等結果報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定による監査

2 監査の対象

対象施設	指定管理者	所管部局
生野まちづくり工房 井筒屋	生野まちづくり工房 井筒屋運営委員会	生野支所

3 監査の目的

今回の監査は、生野まちづくり工房井筒屋の指定管理者である生野まちづくり工房井筒屋運営委員会の指定管理業務に係る出納その他の事務並びに当該施設を所管する生野支所の事務について、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上及び経費の節減を果たし、関係法令、例規及び協定書等に準拠し適正で効果的かつ効率的に行われているかを、実査、視察及び証ひょう突合などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

なお、監査の実施に当たっては、朝来市監査基準（令和2年朝来市監査委員告示第1号）に準拠して実施している。

4 監査の範囲

令和元年度における対象施設の指定管理に関する事務事業及び所管部局の当該指定管理に関する事務

5 監査の期間

令和2年9月2日から11月13日まで

6 監査の方法

監査に当たっては、指定管理者及び所管部局から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による予備調査を行い、本監査日においては監査委員が対象施設の視察を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定手続は適正・公正に行われているか。
- イ 基本協定、年度協定の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理料の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書等の内容及び経費の内訳について検証がなされているか。
- オ 指定管理者への指導及び監督は適切に行われているか。
- カ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。また、その承認の手続は適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 対象施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく業務が適切に行われているか。
- ウ 収納事務は適正に行われているか。
- エ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- オ 施設の管理運営に係る会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。出納帳簿及び証拠書類等は適正に整備されているか。
- カ 条例で定める事業報告書及び関係書類が期日までに提出されているか。
- キ 施設の管理運営は適切に行われているか。

第2 指定管理の概要

1 指定管理者の概要

名 称	生野まちづくり工房井筒屋運営委員会
所在地	朝来市生野町口銀谷 640 番地
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日
組 織	会 長 1 名 会 計 1 名 監 事 2 名 運営委員 10 名

2 対象施設の概要

施設名	生野まちづくり工房井筒屋											
所在地	朝来市生野町口銀谷 640 番地											
設置年月日	平成 15 年 6 月 28 日											
設置目的	銀山の町として栄えた生野の歴史的町並み景観を守り育てていくとともに、市民のまちづくり活動などの公益活動の場として提供し、文化の向上及び観光振興に資すること											
構造、面積	木造 2 階建、延床面積 433 m ²											
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 時間</th> <th>1 月間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>200 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蔵ギャラリー</td> <td>—</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房設備を使用する場合は、利用料金に 1 割に相当する額を加算した額となっている。</p>				1 時間	1 月間	研修室	200 円	—	蔵ギャラリー	—	3,000 円
	1 時間	1 月間										
研修室	200 円	—										
蔵ギャラリー	—	3,000 円										
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで											
指定管理者の選定方法	<p>非公募</p> <p>「朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 5 条の定めにより非公募とした。</p>											

3 業務の範囲

- (1) 観光案内及び情報発信に関する業務
- (2) 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関する業務
- (3) 市民のコミュニティーづくりを主たる目的とするまちづくりに関する業務
- (4) 施設の利用の許可に関する業務
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) 施設の利用料金に関する業務

4 収支の推移

(単位：円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入			
指定管理料	2,857,000	2,857,000	2,864,000
利用料金	31,630	34,400	37,440
事業収入	668,711	656,698	562,433
収入合計	3,557,341	3,548,098	3,463,873
支出			
総務費	2,200,137	2,081,054	2,152,810
施設管理費	804,673	910,112	751,747
事業費	518,089	546,962	281,137
支出合計	3,522,899	3,538,128	3,185,694
差引	34,442	9,970	278,179

5 利用状況の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
研修室	20 団体	21 団体	26 団体
蔵ギャラリー	10 団体	9 団体	9 団体
一般来館者	13,913 人	13,307 人	6,625 人

(注) 令和元年度の一般来館者数の減少の主な要因は、台風によるイベントの中止及び新型コロナウイルスの影響によるものである。

第3 監査の結果

今回の監査を通して、対象施設の管理運営は、指定管理料だけではなく、指定管理者や地域住民のボランティア活動によるところが大きいことがわかった。しかし、年々市の財政は厳しくなっており、指定管理料がいつまで今の水準を維持できるかが不透明な状況である。指定管理者においては、自主財源を確保するといった考え方も視野に入れ、近隣施設と協働するなど安定性及び継続性の確保された施設の管理運営が実現できる体制づくりにも取り組まれない。

施設の利用については、蔵ギャラリーが月単位での利用となっているが、空きが出ないように、人脈の活用やリピーターとして利用してもらうよう依頼するなどし、利用者の確保に努力されている姿勢が見られた。引き続き、利用者の増加及び利用料金の確保に努められるよう要望する。

監査の着眼点に留意して調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、事務処理の一部において、改善を要する事項が見受けられた。以下にその内容を記述する。

1 利用料金に関すること

朝来市生野まちなみ交流館条例では、「使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得てまちなみ交流館の利用料を定めることができる。」（第17条第1項）としている。

しかしながら、対象施設では、その利用料金の承認に関する書類が残されていない。

利用料金の承認に関しては、記録に残るようにしておくべきであると考えられる。所管部局においては、今後、改善されたい。

(所管部局)

2 事業報告に関すること

朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則では、「事業報告は、公の施設に係る管理事業報告書（様式第4号）を提出して行う」としている。

しかしながら、今回提出された書類においては、公の施設に係る管理事業報告書（様式第4号）が確認できなかった。

所管部局においては、朝来市文書管理規程に従って適正な管理に努めるとともに、指定管理者に対しても引き続き適切に指導をされたい。

(所管部局)